



第11次茨城県交通安全計画の概要



○交通安全対策基本法第25条に基づき、県の区域における陸上交通※の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大纲を定めるもの。
 ※陸上交通：道路、鉄道、踏切道
 ○計画期間：令和3年度～令和7年度（5か年）

第1章 道路交通の安全 （目標・対策の視点）

【目標】
 ・年間の交通事故死者数 70人以下 ・年間の交通事故重傷者数 550人以下 ・年間の交通死傷事故発生件数 4,400件以下

【対策の視点】
 (1) 高齢者及び子供の安全確保 (2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
 (3) 生活道路における安全確保 (4) 先端技術の活用推進
 (5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進

講じようとする主な施策

◎：新規 ○：拡充 ・継続

1 交通指導取締りの推進 【県総合計画 II-政策9-施策(3)①】	○飲酒運転、妨害運転等の悪質、危険な違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ・自転車利用者に対する取締りの推進
2 交通安全教育等の推進 【県総合計画 II-政策9-施策(3)②】	◎自転車の安全な利用や自転車事故における加害者の責任等に重点を置いた交通安全教育の推進 ◎運転中のスマートフォン操作等の危険性の周知 ・関係団体と連携・協力した参加・体験・実践型の交通安全教育及び効果的な広報・啓発活動の推進
3 高齢者の交通事故防止対策 【県総合計画 II-政策9-施策(3)③】	◎高齢者の歩行中、自転車乗用中の事故実態の積極的広報の実施 ・交通安全教育受講機会の充実 ・高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりの推進
4 通学路における交通安全の確保 【県総合計画 II-政策9-施策(3)④】	◎ビッグデータを活用した効果的・効率的な対策の推進 ・学校、警察、道路管理者等が連携した通学路の安全点検及び道路危険箇所の改善 ・通学路等の歩道整備の積極的な推進
5 交通安全施設等の整備等 【県総合計画 II-政策9-施策(3)⑤】	◎自転車の安全利用の推進及び自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ◎高齢者等の移動手段の確保 ◎自動運転車の安全対策・活用の推進 ・信号機の新設改良や交通安全施設等の整備

第2章 鉄道交通の安全 （目標・対策の視点）

【目標】
 ・乗客の死者数ゼロ
 ・運転事故全体の死者数減少

【対策の視点】
 (1) 鉄道交通環境の整備 (2) 鉄道の安全運行の確保
 (3) 鉄道車両の安全性の確保

講じようとする主な施策

◎：新規 ○：拡充 ・継続

1 鉄道交通環境の整備	・駅舎やホーム等施設の安全性の向上 ・運転保安設備等の整備
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	・交通安全運動での啓発やチラシ配布等による広報活動
3 鉄道の安全な運行の確保	・運転士の資質の保持、事故情報及び安全上のトラブル情報の共有・活用 ◎計画運休への取組
4 鉄道車両の安全性の確保	・鉄道車両の検査方法・内容の充実による安全性の維持・向上
5 救助・救急活動の充実	・防災訓練の充実や関係機関との連携・協力体制の強化推進
6 被害者支援の推進	・損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	・事故分析結果等の活用等による総合的な調査研究の推進

第3章 踏切道における交通の安全 （目標・対策の視点）

【目標】
 ・踏切事故の防止

【対策の視点】
 ・より効果的な対策の総合的かつ積極的な推進

講じようとする主な施策

◎：新規 ○：拡充 ・継続

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	・踏切道の立体交差化や歩行者滞留を考慮した踏切拡幅、踏切横断交通量削減のための周辺道路整備等総合的な対策の促進
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	・踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案した踏切遮断機の整備
3 踏切道の統廃合の促進	・近接踏切道の利用状況、う回路の状況等を勘案した踏切道の統廃合の促進
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	・「踏切安全通行カルテ」の作成・公表による、踏切の状況を踏まえた対策 ・踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締り